

越境物に関する確認書

- 1 甲と乙は、乙の所有する下記2の土地に所在する工作物の一部（以下「越境物」という。）が、甲の所有する下記1の土地に対し、別紙地積測量図の「測点AK1」と「測点AK11」の間で、越境していることを確認する。
- 2 甲と乙は、越境物について、次のとおり取扱うものとする。
 - (1) 乙は、当該越境物について、将来改築等を実施する際には撤去又は移動する。
 - (2) 越境物に問題が生じた場合には、越境物所有者において解決する。
- 3 上記1及び2の事項について、甲及び乙は、甲又は乙の各々の権利承継者に対して引き継ぐものとする。
- 4 甲及び乙は、上記3についても、甲又は乙の各々の権利承継者に対して引き継ぐものとする。

記

1 甲の所有する土地の所在、地番、地目、地積

所在 松江市南田町

地番 147番3

地目 宅地

地積 127.99m² (公簿)

2 乙の所有する土地の所在、地番、地目、地積

所在 松江市南田町

地番 148番10

地目 宅地

地積 268.71m² (公簿)

令和7年9月4日

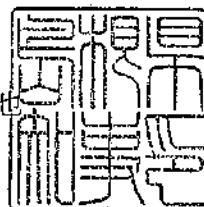
甲

個人情報保護のため、
住所氏名を表示していません。
落札者には正本を示します。

乙 松江市殿町1番地

島根県

島根県知事 丸山 達也



公用

登記年月日：平成16年10月7日

令和7年4月25日

松江地方法務局

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

登記官

高島尚司



地番		② 148-10		距離
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	
AK11	1045.310	889.856	18631.804928	13.89
AK12	1047.720	876.171	-12297.936156	16.74
AK13	1031.274	873.024	-16582.217856	3.17
AK15-1	1028.726	874.919	-3930.136148	12.58
AK1	1026.782	887.356	14715.911904	18.69
倍面積		537.426672		
面積		268.7133360		
地積		268.71	m ²	

地番		① 148-1		距離
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	
AK11	1045.310	889.856	697.647104	3.22
AK9	1048.504	890.287	16951.064480	15.98
AK8	1064.350	892.382	16598.305200	16.57
AK7	1067.104	876.034	-1811.638312	4.87
AK6	1062.282	875.324	-9764.239220	6.39
AK5	1055.949	874.406	-12440.174162	8.01
AK4	1048.055	872.993	-18135.556582	13.09
AK3	1035.175	870.617	-16067.236736	5.72
MA01	1029.600	869.330	-5606.309170	5.65
AK15-1	1028.726	874.919	1464.614406	3.17
AK13	1031.274	873.024	16582.217856	16.74
AK12	1047.720	876.171	12297.936156	13.89
倍面積		766.631021		
面積		383.3155105		
地積		383.31	m ²	

総計 ① + ② = 652.0288465 m²

凡例

形狀	点名	境界標の種類	規格	形狀	点名	境界標の種類	規格
	AK1 MA01	金属プレート	4.5×4.5cm		AK12 AK13	プラスチック杭	4.5×4.5cm
	AK1 AK6 AK7 AK8	金属プレート	5.0×5.0cm		AK3 AK9	金属プレート	5.0×5.0cm
	AK15-1 MA01	金属プレート	5.0×5.0cm				

作製者 島根県務部管財課
主事 石原一彦 (平成16年5月10日作製)

地番 148-番 148-1, 148-10

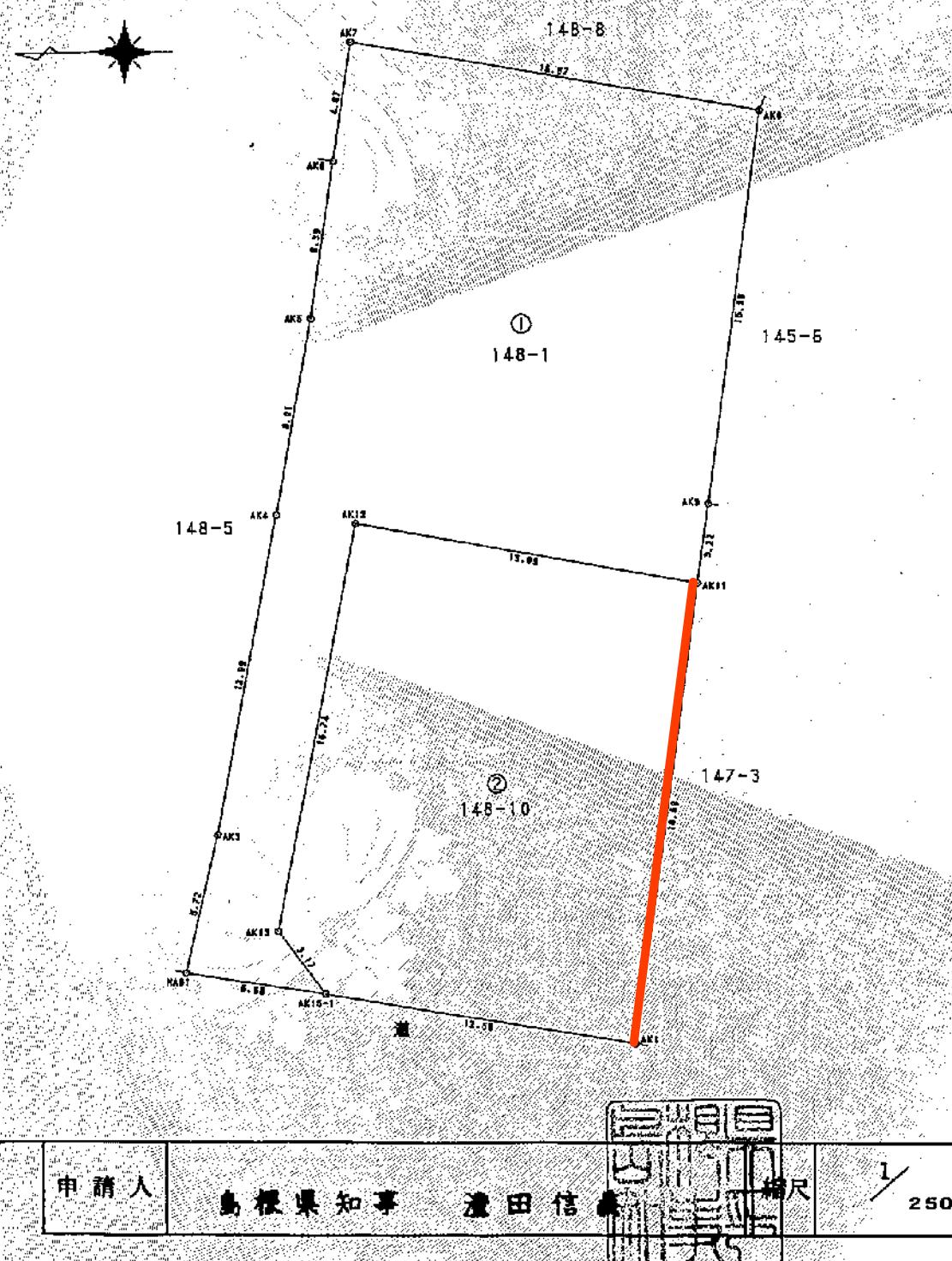
土地の所在 松江市南田町

地積測量図

1070700

平成年月日登記

地図番号 3-2



申請人 島根県知事 渡田信義

